

負担金とは

負担金とは、共済事業の運営に必要な経費及び共助会運営のための事務費として充当されるものです。

加入者負担金と施設・団体負担金に区分されます。

加入者負担金

加入者は毎月、標準給与月額の1,000分の2を加入者負担金として納付することになります。

例) 標準給与月額が200,000円の場合

$$200,000 \div 1,000 \times 2 = 400$$

よって、加入者負担金は400円。

施設・団体負担金

事業主は年1回、施設・団体に所属する共助会加入者の人数に応じて、施設・団体負担金を納付することになります。

所属加入者数	施設・団体負担金
1～10名	2,000円
11～20名	3,000円
21名～40名	4,000円
41名～	5,000円